

広域消防運営計画【概要版】

はじめに

男鹿・湖東地区消防本部管内においては、今後、生産年齢人口の減少により、構成市町村は非常に厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されております。

その一方で、消防に関しては、高齢化による救急搬送需要の高まりや、近年、頻発する激甚災害への対応など、消防力の維持・強化が必要となっております。

この問題を解決するため、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部を構成する、男鹿市・潟上市・八郎潟町・井川町・大潟村は、消防広域化によって、組織の効率化、活性化及び消防、救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用する必要があるとの共通認識の下、令和6年7月1日に消防広域化のための任意協議会である「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を設立し、消防広域化へ向けた協議・調整を進めてまいりました。

この広域消防運営計画は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び秋田県消防広域化推進計画を踏まえ、同協議会において構成市町村の総意のもとに策定したものです。

第1章 現況と課題

【消防の現況】			令和7年4月1日現在
	男鹿地区消防	湖東地区消防	
事務処理方式	一部事務組合 (男鹿市・潟上市・大潟村)	一部事務組合 (潟上市・八郎潟町・井川町)	
管轄区域	男鹿市 潟上市 (旧天王町) 大潟村	潟上市 (旧昭和町、旧飯田川町) 八郎潟町 井川町	
管轄人口	47,377人	18,995人	
管轄面積	452.61km ²	121.26km ²	
消防署・所	1消防署、6分署	1消防署、2分署	
消防職員数 (実員)	148人	67人	

第2章 消防広域化の効果

○初動体制、増援体制の強化

広域化によって保有する部隊数が増えることにより、初動体制や増援体制が充実し、大規模災害・多数傷病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下に迅速効果的な災害対応が可能となる。

○現場到着時間の短縮

管轄境界付近への出動について、現場到着時間の短縮に効果がある。

○本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

本部機能統合等の効率化によって発生した人員を現場活動要員として配置することで、現場体制の強化が可能となる。

○通信指令業務及び予防業務等の高度化・専門化

通信指令業務や予防業務等について、担当職員の高度化・専門化を図ることが可能となる。

○財政規模の拡大による消防車両及び消防資機材等の整備の充実・効率化

財政規模の拡大によって、消防車両等の計画的な更新・整備が可能となるほか、通信指令システム、デジタル無線等の重複投資が避けられ、経費の抑制が図られる。

【消防を取り巻く状況】

(1) 人口減少と高齢化の進行

今後の人口は、5市町村の合計人口でみると、令和7年の66,372人から、20年後には約60.9%の40,451人まで減少すると推計されている。

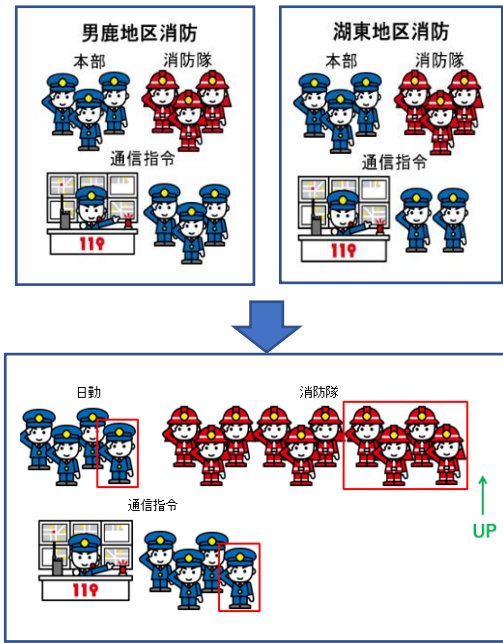
高齢化率についても一層加速し、20年後の令和27年には高齢化率が約54.3%となり、2人に1人以上が高齢者になると予測されている。

(2) 救急需要

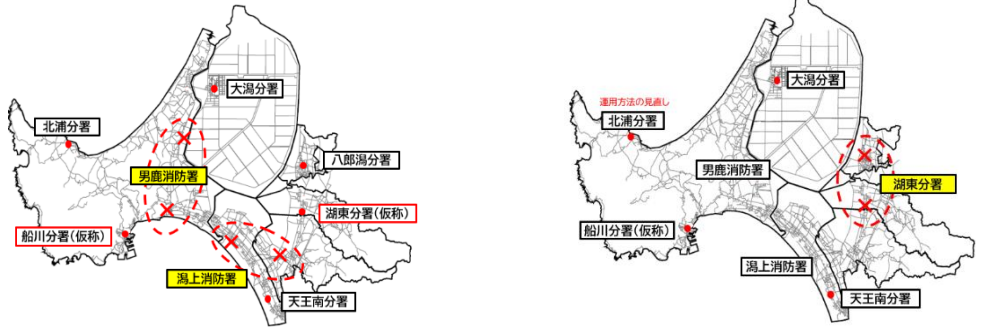
今後の救急搬送人員数は、5市町村の合計でみると、令和7年の2,914人から、20年後には、79.2%の2,308人となることが推計されている。

救急需要は減少するが、高齢化の進展により、人口減少率に比べて救急需要の減少率は緩やかになる。

＜人員配置の効率化のイメージ＞



第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項（抜粋）

項 目	協 議 結 果																				
広域化の方式	消防広域化の方式は、2市2町1村による「 一部事務組合 」方式とする。																				
広域化のスケジュール	広域化運用開始は、 令和8年4月1日 とする。																				
消防本部の位置	広域化前の 男鹿地区消防一部事務組合消防本部 （男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7）を 広域化後の消防本部の位置とする 。ただし、 広域化後10年以内を目途に、潟上市内に新消防本部を新設 する。																				
組合・消防本部・消防署の名称	組合の名称は、 男鹿潟上南秋消防組合 とする。 消防本部の名称は、 男鹿潟上消防本部 とする。 消防署等の名称は、次のとおりとする。 <table><tr><th>消防本部名</th><th>広域化後</th></tr><tr><td></td><td>男鹿消防署</td></tr><tr><td></td><td>北浦分署</td></tr><tr><td></td><td>船川分署</td></tr><tr><td></td><td>若手分署</td></tr><tr><td></td><td>天王南分署</td></tr><tr><td></td><td>大潟分署</td></tr><tr><td></td><td>湖東消防署</td></tr><tr><td></td><td>昭和分署</td></tr><tr><td></td><td>八郎潟分署</td></tr></table>	消防本部名	広域化後		男鹿消防署		北浦分署		船川分署		若手分署		天王南分署		大潟分署		湖東消防署		昭和分署		八郎潟分署
消防本部名	広域化後																				
	男鹿消防署																				
	北浦分署																				
	船川分署																				
	若手分署																				
	天王南分署																				
	大潟分署																				
	湖東消防署																				
	昭和分署																				
	八郎潟分署																				
署所配置	広域化後の署所配置は次のとおりとする。 ①広域化直後：現行の配置を引き継ぎ 10署所体制 とする。 ②広域化後10年以内： 8署所体制 とする。 ③広域化後20年以内の方針： 7署所体制 とする。 																				
消防署所の管轄区域	広域化後2署体制となることから、各種申請や届出等の事務に関する管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>消 防 署</th><th>事務に関する管轄区域</th></tr><tr><td>男鹿消防署</td><td>男鹿市、大潟村</td></tr><tr><td>湖東消防署</td><td>潟上市、八郎潟町、井川町</td></tr></table> 消防署の出動範囲については、管轄区域に捉われることなく、構成市町村一円とし、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動を念頭に調整する。 <table><tr><th>消 防 署</th><th>出 動 範 囲</th></tr><tr><td>男鹿消防署</td><td rowspan="2">構成市町村一円</td></tr><tr><td>湖東消防署</td></tr></table>	消 防 署	事務に関する管轄区域	男鹿消防署	男鹿市、大潟村	湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町	消 防 署	出 動 範 囲	男鹿消防署	構成市町村一円	湖東消防署									
消 防 署	事務に関する管轄区域																				
男鹿消防署	男鹿市、大潟村																				
湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町																				
消 防 署	出 動 範 囲																				
男鹿消防署	構成市町村一円																				
湖東消防署																					
経費の負担方法	①共通経費の負担割合 基準財政需要額の内、常備消防分を一律負担＋不足分を人口割 （予算年度の前年1月1日現在）とする。 ②共通経費以外の経費 本部以外の庁舎建設（新築）費用とし、負担割合は受益エリアを基本に消防議会の議を経て決定する。 ③経過措置経過措置 ア 対象市町村：潟上市・八郎潟町・井川町 イ 経過措置の内容：①の方法により算定後、潟上市（昭和・飯田川分）、八郎潟町、井川町の負担金を合算し、広域化前の湖東地区行政一部事務組合の算定方法により再按分する。 ただし、負担金額は基準財政需要額の常備消防分を下限とする。 ウ 経過措置期間：最長10年間とし、3年毎に検討の機会を設ける。																				

第4章 構成市町村の防災に係る関係機関との連携に関する事項（抜粋）

項 目	協 議 結 果
消防団との連携	災害発生時は、適切な方法により消防団へ情報伝達を行い、現場活動においては、消防署と消防団が連携し対応する。
防災部局との連携	構成市町村の担当部局と様々な手法により、緊密な連携体制を構築する。連携強化に当たり構成市町村と人事交流を行う。